

第3次群馬県消費者基本計画

(令和6年度～10年度)

令和6年3月

群 馬 県

はじめに



近年、グローバル化やデジタル化の進展により、私たちの消費生活は様々な商品やサービスの選択肢が広がり、利便性が向上しました。一方で、人口減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響など、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題も生じてきました。

高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などによる被害の深刻化、成年年齢引下げに伴う若年者の消費者トラブルの増加も課題となっています。

さらに、2030年のSDGs達成に向けて、人や社会、環境等に配慮した消費行動がより一層求められています。

県では、これまでも「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とする「第2次群馬県消費者基本計画」に基づき、消費者被害の防止・救済や消費者教育の推進など様々な施策に取り組んでまいりました。

このたび、計画期間が終了することから、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画期間とする「第3次群馬県消費者基本計画」を策定しました。この計画では、これまでの取組の成果と社会状況の変化を踏まえながら、「消費生活情報の発信」「消費者教育の充実」「消費者被害の未然防止・救済」「消費者と事業者との取引の適正化」「持続可能な社会形成の推進」の5つの基本方針を掲げ、消費者施策を効果的かつ効率的に実施していくこととしています。

「県民が安全で安心できる消費生活の実現」に向けた取組を更に推進していくため、市町村、関係機関、関係団体等と緊密に連携を図りながら、群馬県の消費者行政を一層充実させてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました群馬県消費生活問題審議会委員の皆様をはじめ、有意義な御意見をお寄せくださいました県民の皆様から感謝申し上げます。

令和6年3月

群馬県知事

山本 一太

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の基本理念と目的	
【数値目標】	3
第2章 消費生活をめぐる現状と課題	4
1 消費者を取り巻く環境の変化	
(1) 人口減少・更なる高齢化の進行	
(2) デジタル化の進展	
(3) 消費生活のグローバル化の進展	
(4) 取引形態の多様化	
(5) 多重債務問題への取組	
(6) 成年年齢の引下げ	
(7) 持続可能な社会の実現に対する関心の高まり	
2 本県における消費者行政の状況	
第3章 消費者施策の基本方針及び講ずべき施策	16
第3次群馬県消費者基本計画施策体系図	
I 消費生活情報の発信	
II 消費者教育の充実	
III 消費者被害の未然防止・救済	
IV 消費者と事業者との取引の適正化	
V 持続可能な社会形成の推進	
(別表) 評価指標項目	40
第4章 関係機関、団体との連携強化	41
1 国・他都道府県・市町村との連携	
(1) 国・他都道府県との連携	
(2) 市町村との連携	
2 消費者団体・事業者団体・教育機関・地域における関係機関等との連携	
(1) 消費者団体との連携	
(2) 事業者団体との連携	
(3) 教育機関との連携	
(4) 地域における関係機関等との連携	
3 弁護士会・司法書士会等の専門機関との連携	
第5章 計画の推進体制と進行管理	43
1 推進体制	
2 進行管理	
資料編	
群馬県消費生活条例	45
群馬県消費生活問題審議会委員名簿	53
群馬県消費者行政推進本部設置要綱	54
群馬県消費者行政推進本部体制イメージ図	57
消費生活に係る県民意識調査(概要版)	58
県内消費生活相談窓口一覧	77